

日本臨床心理士養成大学院協議会 謝金に関する規程

令和6年12月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、日本臨床心理士養成大学院協議会（以下「当会」という）が支払う謝金について必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は当会の職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次大会での講師に係る謝金
- (2) 当会が開催する研修会での講師に係る謝金
- (3) 日本臨床心理士養成大学院協議会報等の原稿作成に係る謝金
- (4) その他、当会の諸活動のために必要と認められるものに係る謝金

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別紙により定める額を基準とする。ただし、事業等を実施するうえで特別な事情がある場合には、その都度、理事会で協議し、謝金の額を決定するものとする。

(領収証の収受)

第5条 謝金を支払った場合には、当会は謝金の支払先から所定の領収証を受けとらなければならない。ただし、銀行口座への送金による支払いの場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、当会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

【別紙】第3条（1）～（3）に係る謝金一覧（手取り額）

（1）年次大会での講師に係る謝金	30,000 円/ 1 開催
（2）年次大会での司会等に係る謝金	5,000 円/ 1 開催
（3）当会が開催する研修会での講師に係る謝金	30,000 円/ 1 開催
（4）当会が開催する研修会での司会等に係る謝金	5,000 円/ 1 開催
（5）日本臨床心理士養成大学院協議会報等の原稿作成に係る謝金	5,000 円/ 1 原稿